

加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第42条第1項の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体等)

第2条 本協会の加盟団体は、次の通りとする。

(1) 定款第42条第1項第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）

一般財団法人千葉陸上競技協会、千葉県ボクシング連盟、千葉県バレーボール協会、一般社団法人千葉県卓球連盟、千葉県ソフトテニス連盟、一般社団法人千葉県バスケットボール協会、千葉県自転車競技連盟、一般社団法人千葉県水泳連盟、一般社団法人千葉県野球協会、千葉県柔道連盟、一般財団法人千葉県剣道連盟、一般社団法人千葉県テニス協会、千葉県ソフトボール協会、千葉県レスリング協会、千葉県体操協会、千葉県相撲連盟、千葉県弓道連盟、千葉県フェンシング協会、千葉県セーリング連盟、千葉県ラグビーフットボール協会、千葉県ハンドボール協会、千葉県ウエイトリフティング協会、千葉県バドミントン協会、公益社団法人千葉県サッカー協会、一般社団法人千葉県山岳・スポーツクライミング協会、千葉県スキー連盟、千葉県銃剣道連盟、千葉県馬術協会、千葉県ローイング協会、千葉県ライフル射撃協会、千葉県ホッケー協会、NPO法人千葉県スケート連盟、千葉県カヌー協会、千葉県空手道連盟、千葉県アーチェリー協会、千葉県なぎなた連盟、一般社団法人千葉県アマチュアゴルフ協会、千葉県ボウリング連盟、千葉県アイスホッケー連盟、千葉県野球連盟、千葉県ゲートボール連盟、千葉県少林寺拳法連盟、千葉県グラウンド・ゴルフ協会、一般社団法人千葉県トライアスロン連合、千葉県合気道連盟、千葉県ダンススポーツ連盟、千葉県クレール射撃協会、千葉県バウンドテニス協会

(2) 定款第42条第1項第2号に定める団体（以下「学校体育団体」という。）

千葉県小中学校体育連盟、千葉県高等学校体育連盟

(3) 定款第42条第1項第3号に定める団体（以下「加盟地域団体」という。）

公益財団法人千葉市スポーツ協会、市川市スポーツ協会、銚子市スポーツ協会、船橋市スポーツ協会、館山市スポーツ協会、木更津市スポーツ協会、南房総市・安房郡スポーツ協会、一般財団法人松戸市スポーツ協会、野田市スポーツ協会、香取市スポーツ協会、茂原市スポーツ協会、習志野市スポーツ協会、NPO法人八千代市スポーツ協会、公益財団法人市原市スポーツ協会、夷隅郡スポーツ協会、香取郡スポーツ協会、印旛郡市スポーツ協会、山武郡市スポーツ協会、一般社団法人柏市スポーツ協会、匝瑳市スポーツ協会、旭市スポーツ協会、長生郡スポーツ協会、NPO法人流山市スポーツ協会、鴨川市スポーツ協会、勝浦市スポーツ協会、NPO法人我孫子市スポーツ協会、君津市体育協会、富津市スポーツ協会、袖ヶ浦市スポーツ協会、一般社団法人浦安市スポーツ協会、一般社団法人成田市スポーツ協会、鎌ヶ谷市スポーツ協会、いすみ市スポーツ協会

なお、区分は次の表のとおりとする。

地区	地域団体
中央地区	千葉市
葛南地区	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛地区	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
北総地区	銚子市、香取市、香取郡、匝瑳市、旭市、成田市、印旛郡市
東上総地区	茂原市、夷隅郡、いすみ市、勝浦市、山武郡市、長生郡
南房総地区	館山市、木更津市、南房総市・安房郡、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

第3条 本協会は、前条のほか定款第42条第1項第4号に定める団体を準加盟団体とすることができる。

2 前項による準加盟団体は、次のとおりとする。

千葉県武術太極拳連盟、千葉県ペタンク・ブール連盟、千葉県エアロビック連盟

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第4条 加盟競技団体はそれぞれの競技別県統括団体として適当なる組織を有し、所属する中央競技団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

第5条 第3条第2項に定める準加盟団体は、スポーツに関する事業を行う統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

(加盟地域団体)

第6条 加盟地域団体は、地域体育・スポーツの総合的統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

第3章 権限

(加盟団体の権限)

第7条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員会に対し、評議員候補者を推薦すること。(評議員及び役員選任規則第2条関連)
- (2) 評議員会に対し、理事候補者を推薦すること。(評議員及び役員選任規則第3条関連)
- (3) 理事長が加盟団体に関係する諸会議等の招集を求めたときに、出席すること。
- (4) 本協会が行う加盟団体との連携事業に参画すること。
- (5) 本協会が加盟団体を対象に行う意見募集に応募すること。
- (6) 加盟団体の組織運営等に関して本協会の指導・助言を求めること。
- (7) 本協会加盟団体であることを称すること。
- (8) 本協会が提供した情報を取得すること。

2 準加盟団体は、前項第4号から第8号に定める権限を有するとともに、正加盟団体に向けた組織整備等に関して本協会の指導・助言を求めることができる。なお、第7号については、加盟団体を準加盟団体と読み替えるものとする。

第4章 義務

(報告及び届出義務)

第8条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類を本協会理事長に提出するものとする。ただし、事業計画書は3月末日までとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 役員名簿
- (3) 定款・規約又は会則

第9条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の書類を本協会理事長に提出するものとする。

- (1) 前年度の事業報告書及び収支決算書

第10条 加盟団体は、当該団体の役員並びに定款、規約、その他既に本協会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって届出なければならない。

(分担金)

第11条 加盟団体は、定款第44条に規定する年次分担金を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

2 前項の分担金の金額は、次のとおりとし、公益目的事業会計・法人会計に計上する。

- (1) 加盟競技団体

金額	団体名
140,000円	(一財)陸上競技、(一社)卓球、ソフトテニス、(一社)バスケットボール、(一社)水泳、(一社)野球協会、柔道、(一財)剣道、(一社)テニス、ソフトボール、弓道、バドミントン、(公社)サッカー

120,000 円	バレーボール、セーリング、ラグビーフットボール、スキー、銃剣道、馬術、空手道、(一社)アマチュアゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ダンススポーツ
100,000 円	ボクシング、レスリング、体操、ハンドボール、(一社)山岳・スポーツクライミング、ライフル射撃、ホッケー、(NPO)スケート、カヌー、アーチェリー、なぎなた、ボウリング、アイスホッケー、野球連盟、ゲートボール、少林寺拳法、(一社)トライアスロン、合気道、バウンドテニス
80,000 円	自転車競技、相撲、フェンシング、ウエイトリフティング、ローイング、クレール射撃

(2) 学校体育団体

金 額	団 体 名
120,000 円	高等学校体育連盟
80,000 円	小中学校体育連盟

(3) 加盟地域団体

金 額	団 体 名
150,000 円	(公財)千葉市
120,000 円	市川市、船橋市、(一財)松戸市、印旛郡市
100,000 円	(公財)市原市、(一社)柏市
80,000 円	木更津市、野田市、習志野市、(NPO)八千代市、山武郡市、(NPO)流山市、(NPO)我孫子市、(一社)浦安市、(一社)成田市、鎌ヶ谷市
60,000 円	銚子市、館山市、南房総市・安房郡、香取市、茂原市、夷隅郡、香取郡、匝瑳市、旭市、長生郡、鴨川市、勝浦市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、いすみ市

(4) 準加盟団体

金 額	団 体 名
70,000 円	武術太極拳、ペタンク・ブール、エアロビック

(遵守すべき事項)

第 12 条 加盟団体及び準加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉を遵守するとともに、適合状況について自己説明及び公表を年 1 回実施するよう努力することとする。

2 加盟団体及び準加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役・職員等の関係者に本協会の倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守させるとともに、本協会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制の整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

第 5 章 加盟及び脱退

(加 盟)

第 13 条 定款第 43 条により、新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者が次の書類を

本協会理事長に提出し、別に定める加盟申請審査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 事業概況書（過去3年分）、当該年度事業予定表及び当該年度収支予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第44条に規定する分担金を納付するものとする。

（脱退）

第14条 加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書

（納付金等の精算）

第15条 加盟団体が前条第1項又は第2項により脱退及び退会した場合、既に納付した分担金、拠出金、支払経費等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退及び退会前に支払の義務が生じた金額は、直ちに納付しなければならない。

第16条 準加盟団体には、第12条1項及び第13条並びに第14条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。

2 準加盟の承認を得た団体は、直ちに第11条2項4号に規定する分担金を納付しなければならない。

第6章 監督及び処分

（監督）

第17条 本協会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、必要に応じて、その組織運営等に関する状況調査、帳簿・書類その他の資料を閲覧・検査・指導等を行い、改善を求めることができる。

（処分）

第18条 加盟団体が、定款第42条の資格を失ったとき、第8条から第12条に定める義務を怠る等組織運営等に適性を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるとき、理事会及び評議員会の決議をもって次の処分を行うことができる。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 資格変更
- (5) 退会

2 前項の処分について、(1)～(4)は理事会の決議により、(5)は評議員会の決議により決定する。

（不服申立）

第19条 本協会の決定した処分に不服があるときは、本協会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月27日評議員会議決）

- 2 平成25年5月31日 一部改定
- 3 平成27年4月1日 一部改定
- 4 平成28年4月1日 一部改定
- 5 平成29年4月1日 一部改定

- 6 平成31年4月1日 一部改定
- 7 令和元年6月4日 一部改定
- 8 令和2年6月3日 一部改定
- 9 令和3年4月1日 一部改定
- 10 令和3年6月15日 一部改定
- 11 令和4年3月25日 一部改定
- 12 令和5年3月24日 一部改定
- 13 令和6年3月26日 一部改定

加盟申請審査要項

本協会に加盟及び準加盟の申請があった場合には、加盟団体規程第13条に基づき、次の各項目について審査する。

- 1 スポーツ団体としての資格（スポーツ憲章に基づく適性）
- 2 そのスポーツの唯一の全県統括団体としての資格
- 3 組織機構の内容（整備状況、健全性）と県内の普及度
- 4 そのスポーツの中央競技団体の有無と当該競技団体との関係
（当該全国団体の公益財団法人日本スポーツ協会への加盟実績。または、その団体の特殊事情を勘案。）
- 5 今後の発展性

注1 第1項及び第2項の条件を満たした場合、第3項から第5項を総合的に勘案し、審査する。

注2 組織機構の内容としては、次の基準に基づくものとする。

○原則として8（1/4）以上の地域別体・ス協の加盟実績及び11（1/3）以上の市町村支部組織の整備実績（前述の加盟実績を含む）を有すること。または、国民スポーツ大会の実施種目を持つこと。

○上記の条件を満たさない団体については、準加盟団体とすることができる。ただし、1以上の地域別体・ス協の加盟実績及び2以上の市町村支部組織の整備実績をそれぞれ有しなければならない。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改定